

平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

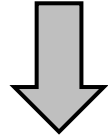
事業名	児童福祉施設整備費	担当部局庁	雇用均等・児童家庭局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	事業開始：平成17年度 終了(予定)：なし	担当課室	総務課	古川夏樹			
会計区分	一般会計	政策・施策名	VI-4-1 児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制の充実を図ること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	次世代育成支援対策推進法第11条第1項	関係する計画、通知等	次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について(厚生労働事務次官通知 平20.6.12 厚生労働省発雇児第0612001号)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	児童福祉施設等に係る施設整備(新設・修理・改造・拡張など)について、都道府県・市区町村が作成する整備計画に基づく施設の整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	児童養護施設等の施設整備にかかる都道府県・市区町村の整備計画に対して交付するものである。 [主な対象施設] 児童相談所一時保護施設、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童家庭支援センター、自立援助ホーム、ファミリーホーム、婦人相談所一時保護所、婦人保護施設、児童館、児童センター ○実施主体：都道府県、市区町村 ○補助率：定額(1/2相当・児童館、児童センターは1/3相当)						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input checked="" type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位：百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
	予算の状況	当初予算	3,000	2,700	2,300	3,500	5,950
		補正予算	—	410	600	—	
		前年度から繰越し	719	931	1,804	945	
		翌年度へ繰越し	▲931	▲1,804	▲945		
		予備費等	—	1,116	▲47	—	
	計	2,788	3,353	3,712	4,445	5,950	
	執行額	2,268	3,208	3,626			
執行率(%)	81.30%	95.70%	97.70%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	23年度	24年度	25年度	目標値(26年度)
	各自治体毎の計画に基づく児童福祉施設等の施設整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図ることを目的としており、事業の目標を直接的に測ることのできる定量的な指標を設定することは困難であるが、実情に応じた必要な施設整備を計画的に行うという観点から、目標値を予算額、成果実績を執行額とする。	成果実績	施設	2,268	3,208	3,626	
		目標値	施設	2,788	3,353	3,712	4,445
		達成度	%	81.30%	95.70%	97.70%	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	交付決定自治体数 (次世代育成施設整備交付金)	活動実績	自治体数	57	114	96	84
		当初見込み	自治体数	—	—	—	—
単位当たりコスト	算出根拠		単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	単位当たりコスト = X / Y ※単位未満四捨五入 X:「執行額(百万円単位)」 Y:「交付決定自治体数」	単位当たりコスト	千円	75,591	45,824	78,833	—
		計算式	X / Y	2,267,738/30	3,207,661/70	3,626,339/46	—
平成26・27年度予算内訳 (単位：百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由			
	児童福祉施設整備費	3,500	5,950	児童福祉施設等に係る耐震化整備実施予定箇所数の増加に伴う増。			
計	3,500	5,950					

事業所管部局による点検・改善					
	項目		評価	評価に関する説明	
国費投入の 必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	次世代育成支援対策の推進のため、都道府県・市町村が定める整備計画に基づく施設整備を行うためのものであることから、国民のニーズがあり、国は、次世代育成支援対策推進法に基づき、当該計画に対し交付金を交付することとなっている。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	子ども・子育てビジョンの施策に関する数値目標の達成を目指し実施している事業を含むため、国が実施すべきもので、地方自治体、民間等に委ねることができない事業である。	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	子ども・子育てビジョンの施策に関する数値目標の達成を目指し実施している事業を含み、優先度が高い。	
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	施設の設置者負担を求めている。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	都道府県・市区町村の整備計画に基づき交付を行っているので妥当である。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	施設整備に必要な工事費又は工事請負費といった、事業に必要な経費のみを補助対象としている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-	
事業の 有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	施設整備の一部を補助するものであるため、効果が高い。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-	都道府県・市区町村が作成する整備計画に基づき交付を行っている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	入所児童数などの実態把握などに基づき整備計画の内容を精査しており、整備された施設は十分に活用されている。	
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	児童福祉施設整備費については、児童福祉施設等に係る施設整備に対して交付するものであり、障害者施設や介護施設を整備する他部局所管の施設整備事業とは、役割が異なっている。	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
	716	社会福祉施設等施設整備費(災害復旧費含む)	障害保健福祉部		
	822	地域介護・福祉空間整備等事業費	老健局		
点検・ 改善 結果	点検結果	平成25年度については、46自治体に交付決定を行い、次世代育成支援対策の充実を図っているところである。特に近年では、平成24年度に児童厚生施設を当該交付金の対象とし、整備の推進を図ることとしたほか、平成25年度には、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震などの大規模災害に備え、自力避難が困難な児童が多数入所する児童養護施設等の防災対策を推進するため、必要な改築等の施設整備費について補助している。よって、引き続き、児童福祉施設等の整備を実施するため、本事業の実施が必要である。			
	改善の 方向性	児童養護施設等の施設整備や耐震化整備の推進を図るため、適正な事業の実施に努める。			
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
現状 通り	点検結果も妥当であり、本事業により自治体ごとの計画に基づく児童福祉施設等の施設整備が推進されていることから、引き続き必要な予算を確保しつつ、適正な執行を行うこと。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現状 通り	-				
備考					
関連する過去のレビューシートの実業番号					
平成23年	377	平成24年	325	平成25年	633

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
3,626百万円

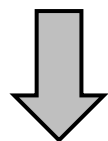
〔 整備計画書の審査、交付検定 〕



【交付金の交付】

^A都道府県、指定都市、中核市、市区町村
(1,719件)
3,626百万円

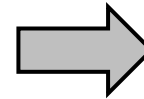
〔 書類審査、助成の決定 〕



【助成金】

社会福祉法人等

(工事費の支払い)



施工業者

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.東京都			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
工事費	次世代育成支援施設整備に必要な工事費	572			
計		572	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	次世代育成支援施設整備に必要な工事費	572	—	—
2	埼玉県	次世代育成支援施設整備に必要な工事費	374	—	—
3	千葉県	次世代育成支援施設整備に必要な工事費	249	—	—
4	大阪府	次世代育成支援施設整備に必要な工事費	248	—	—
5	川崎市	次世代育成支援施設整備に必要な工事費	227	—	—
6	茨城県	次世代育成支援施設整備に必要な工事費	214	—	—
7	横浜市	次世代育成支援施設整備に必要な工事費	205	—	—
8	相模原市	次世代育成支援施設整備に必要な工事費	196	—	—
9	愛知県	次世代育成支援施設整備に必要な工事費	158	—	—
10	新潟県	次世代育成支援施設整備に必要な工事費	157	—	—

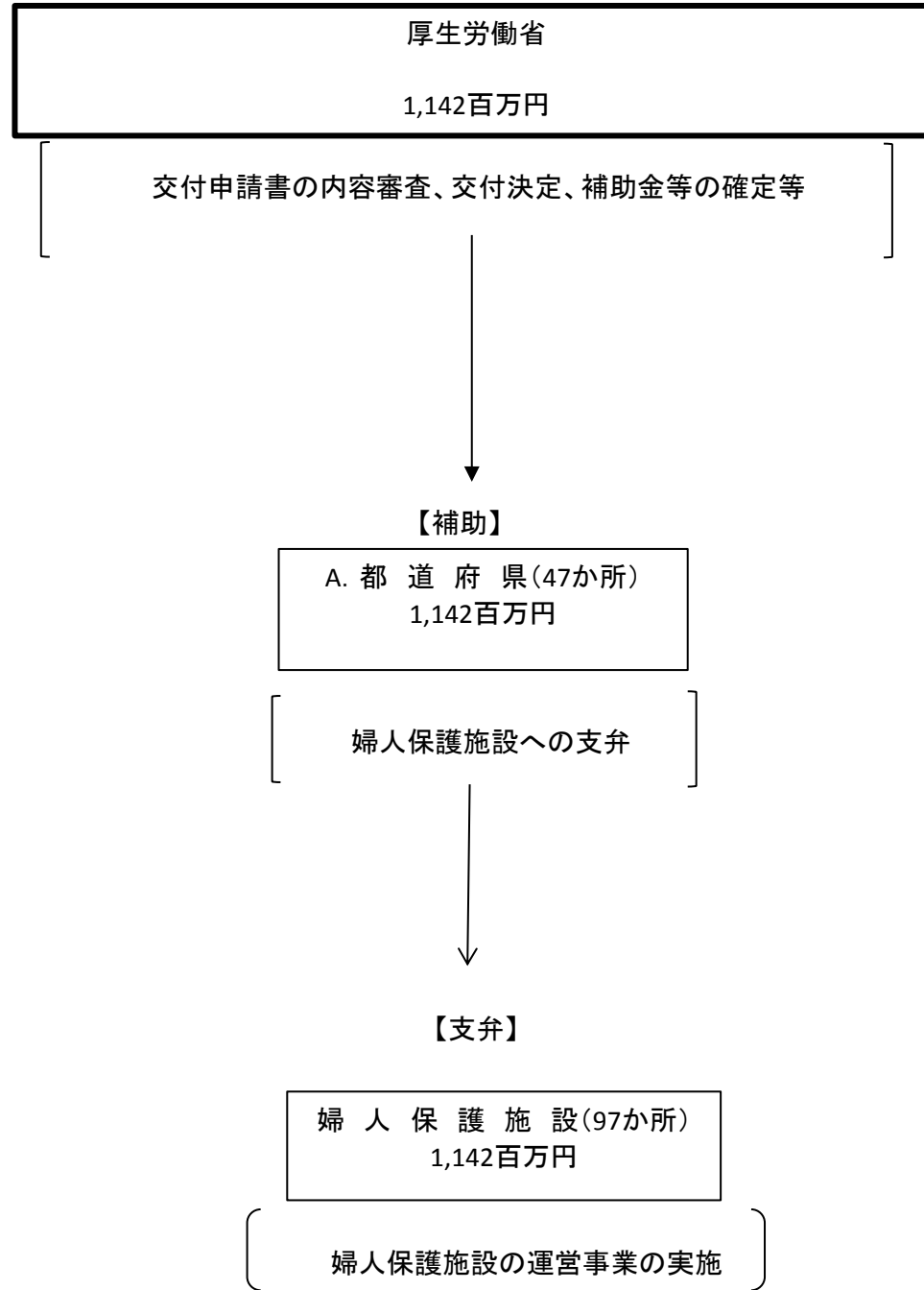
平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	婦人保護事業費補助金		担当部局庁	雇用均等・児童家庭局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度：昭和22年度 終了年度：終了なし		担当課室	家庭福祉課		大隈 俊弥		
会計区分	一般会計		政策・施策名	VI-4-1 児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制の充実を図ること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	売春防止法第40条第2項、 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第28条第2項		関係する計画、 通知等	・人身取引対策行動計画2009 (犯罪対策閣僚会議(平成21年12月22日)決定) ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針 (平成20年1月11日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	「売春防止法」(昭和31年法律第118号)に基づく、売春の未然防止と要保護女子等の更生保護を図ること、及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成13年法律第31号。以下「DV法」という。)に基づき、配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	売春防止法に基づく要保護女子等の收容保護及びDV法に基づくDV被害者の保護等を都道府県が行う場合に要する経費の補助を行う。 ・実施主体：都道府県 ・補助率：5/10							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・ 執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	1,201	1,201	1,190	1,221	1,224	
		補正予算	-	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
	計	1,201	1,201	1,190	1,221	1,224		
執行額	1,150	1,145	1,142	-	-			
執行率(%)	95.8%	95.3%	96.0%	-	-			
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (-年度)
	入所人員		成果実績	人	998	934	909	-
	※当該経費は、婦人保護施設の運営費であり、保護の対象者に応じて当然必要となる経費であるため、目標値の設定には馴染まない。		目標値	-	-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-	-
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	入所人員		活動実績	人	998	934	909	-
			当初見込み	人	881	854	854	845
単位当たり コスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	単位当たりコスト = 円 / 人		単位当たり コスト	円 / 人	1,152,464	1,226,104	1,256,125	1,445,221
	円:「当該年度執行額」 人:「当該年度入所人員」		計算式	円 / 人	1,150,159,451 /998	1,145,180,846 /934	1,141,817,910 /909	1,221,212,000 /845
平成26・27 年度 予算 内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	人件費	726	729	統一単価による増				
	管理費	205	205	社会保険料率の改定による増				
	事業費	290	290					
	計	1,221	1224					

事業所管部局による点検・改善					
	項目		評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	売春防止法や配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく、DV被害者等の保護に必要な経費であり、都道府県が支弁した費用のうち「5/10」を国で補助する必要がある。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	売春防止法に基づき、都道府県が支弁した費用のうち「5/10」を補助すると規定されており、国が実施すべき事業である。	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	売春防止法や配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく、DV被害者等の保護に必要な経費であり、DV被害者等の身体・生命に関わる施策であることから、優先度が高い事業である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	売春防止法に基づき、都道府県が支弁した費用のうち「5/10」を補助するものであり、適正なものである。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	婦人保護に要する必要な経費を補助するものであり、国として妥当な水準を設定している。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○	売春防止法に基づき、国「5/10」、都道府県「5/10」を補助するものであり合理的なものである。	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	交付要綱において、婦人保護施設の運営に必要な経費を限定している。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-	
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	ほぼ見込みどおりとなっている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-	
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	婦人保護事業費補助金は、売春防止法に基づく要保護女子等の收容保護及びDV法に基づくDV被害者の保護等を都道府県が行う場合に要する経費の補助を行うものである。婦人相談所運営費負担金や婦人保護事業費負担金とは事業内容、費目、使途が異なっており、適切な役割分担がなされている。	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
	669	婦人相談所運営費負担金	雇用均等・児童家庭局		
670	婦人保護事業費負担金	雇用均等・児童家庭局			
点検・改善結果	点検結果	本事業は、売春防止法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、人身取引対策行動計画に基づき、都道府県が、要保護女子等の婦人保護施設への收容保護及び、DV被害者の保護等に要する費用を補助するものであり、DV被害女子等の身体・生命に関わる重要な事業である。 予算の執行率は、平成23年度 95.8%、平成24年度 95.3%、平成25年度 96.0%と高い割合で推移しており、また入所人員においても、平成23年度998人、平成24年度934人、平成25年度909人という実績があり、今後も要保護女子等の保護を継続するために、保護等に要する経費を補助する本事業を平成27年度以降も引き続き実施していく必要がある。			
	改善の方向性	今後においても、当初見込みと活動実績に乖離がでないよう留意し、継続して事業を実施していく。			
外部有識者の所見					
今後とも適正な予算執行に努めること。(井出)					
行政事業レビュー推進チームの所見					
現状通り	点検結果も妥当であり、要保護女子等の保護に必要な経費であり、引き続き必要な予算額を確保しつつ、適正な執行に努めること。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現状通り	外部有識者等の所見も踏まえ、引き続き必要な予算を確保し、適正な執行に努める。				
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成23年	355	平成24年	303	平成25年	664

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)



A.東京都			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
事務費	婦人保護施設職員の人件費及び管理費	180			
民間施設給与等改善費	民間施設における定期昇給費用等	31			
事業費	食料費、光熱水費、消耗品費等	51			
心理療法担当職員雇上費	心理療法担当職員の費用	9			
同伴児童対応指導員雇上費	暴力被害者に同伴する児童に対して指導を行う職員の費用	8			
夜間警備体制強化加算	夜間警備体制強化のための警備員の費用	5			
施設機能強化推進費	施設経験者等を招へいし、講話、座談会を実施する費用等	2			
計		286	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	要保護女子等の収容保護及びDV法に基づくDV被害者の保護等	286	-	-
2	大阪府	〃	105	-	-
3	愛知県	〃	67	-	-
4	福岡県	〃	66	-	-
5	兵庫県	〃	60	-	-
6	神奈川県	〃	55	-	-
7	千葉県	〃	46	-	-
8	沖縄県	〃	38	-	-
9	三重県	〃	35	-	-
10	岩手県	〃	33	-	-

平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	婦人相談所運営費負担金		担当部局庁	雇用均等・児童家庭局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度：平成14年度 終了年度：終了なし		担当課室	家庭福祉課		大隈 俊弥		
会計区分	一般会計		政策・施策名	VI-4-1 児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制の充実を図ること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	売春防止法第40条第1項、 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第28条第1項		関係する計画、通知等	・人身取引対策行動計画2009 (犯罪対策閣僚会議(平成21年12月22日)決定) ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針 (平成20年1月11日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	「売春防止法」(昭和31年法律第118号)に基づき要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること、及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成13年法律第31号。以下「DV法」という。)に基づき、配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	都道府県内における要保護女子等の婦人保護施設等への移送、一時保護した人身取引被害者等への生活支援(通訳の雇上、医療費の負担等)、DV被害者等を他都道府県の婦人相談所等への移動等を都道府県が行う場合に要する経費の負担を行う。 ・実施主体：都道府県 ・補助率：5/10							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input checked="" type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
	予算の状況	当初予算	19	19	17	18	18	
		補正予算	-	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
	計		19	19	17	18	18	
執行額		16	16	15	-	-		
執行率(%)		84.2%	84.2%	88.2%	-	-		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (-年度)
	保護人員		成果実績	人	1,661	1,779	1,408	-
	※当該経費は負担金であり、保護の対象者がいれば、必ず負担しなければならない経費であるため、目標値の設定にはなじまない。		目標値	-	-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	保護人員		活動実績	人	1,661	1,779	1,408	-
			当初見込み	人	1,893	2,028	1,855	1,842
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	単位当たりコスト = 円 / 人		単位当たりコスト	円 / 人	9,392	8,991	10,713	9,605
	円:「当該年度執行額」 人:「当該年度保護人員」		計算式	円 / 人	15,599,422 / 1,661	15,995,334 / 1,779	15,083,932 / 1,408	17,692,000 / 1,842
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	旅費	8	7	統一単価による増				
	消耗品費	4	5					
	通訳雇上費	2	2					
	通信運搬費	1	1					
	その他	3	3					
	計	18	18					

事業所管部局による点検・改善						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	売春防止法や配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく、DV被害者等を一時保護するための活動経費であり、都道府県が支弁した費用のうち「5/10」を負担する必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	売春防止法に基づき、都道府県が支弁した費用のうち「5/10」を負担すると規定されており、国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	売春防止法や配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく、DV被害者等を一時保護するための活動経費であり、DV被害者等の身体・生命に関わる施策であることから、優先度が高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	売春防止法に基づき、都道府県が支弁した費用のうち「5/10」を負担するものであり、適正なものである。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	婦人保護に要する必要な経費を負担するものであり、国として妥当な水準を設定している。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	交付要綱において、婦人相談所の活動経費を限定している。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	要保護女子の人員が予定を下回ったことから執行率が88.2%となったものである。		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	要保護女子の人員が予定を下回ったことから執行率が88.2%となったものである。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	婦人相談所運営費負担金は、都道府県域内における要保護女子等の婦人保護施設等への移送、一時保護した人身取引被害者等への生活支援(通訳の雇上、医療費の負担等)、DV被害者等を他都道府県の婦人相談所等への移動等を都道府県が行う場合に要する経費の負担を行うものであり、婦人保護事業費補助金や婦人保護事業費負担金とは事業内容、費目、使途が異なるものであり、適切な役割分担がなされている。		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	668	婦人保護事業費補助金	雇用均等・児童家庭局			
670	婦人保護事業費負担金	雇用均等・児童家庭局				
点検・改善結果	点検結果	本事業は、都道府県域内における要保護女子等の婦人保護施設等への移送、一時保護した外国人のDV被害者や人身取引被害者への通訳の雇上費用、DV被害者等の他都道府県の婦人相談所等への移送などを都道府県が行う場合に要する経費を負担するものであり、DV被害女子等の身体・生命に関わる重要な事業である。 予算の執行率は平成23年度84.2%、平成24年度84.2%、平成25年度88.2%と高い割合で推移しており、また、保護人員においても平成23年度に1,661人、平成24年度に1,779人、平成25年度に1,408人という実績があり、支援を必要とする女性に対して必要な相談等を実施する婦人相談所の体制整備を今後も推進していくために、平成27年度以降も引き続き本事業は必要である。				
	改善の方向性	今後においても、当初見込みと活動実績に乖離がでないよう留意し、継続して事業を実施していく。				
外部有識者の所見						
法律に基づき実施・負担している事業であり、適切に執行されている。執行率も向上しており、引き続き適正な執行を行うこと。(栗原)						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	点検結果も妥当であり、婦人相談所の体制整備の推進に必要な経費であり、引き続き必要な予算額を確保しつつ、適正な執行に努めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	外部有識者等の所見も踏まえ、引き続き必要な予算額を確保し、適正な執行に努める。					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	356	平成24年	304	平成25年	665

厚生労働省
15百万円

交付申請書の内容審査、交付決定、負担金の確定等

↓
【負担】

A. 都道府県(47か所)
15百万円

〔 婦人相談所の運営事業の実施 〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかについて補
足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.東京都			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
通信運搬費	通信運搬費	0.5			
旅費	旅費	0.3			
通訳雇上費	通訳の委託費	0.1			
その他	消耗品費等	0.3			
計		1.2	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

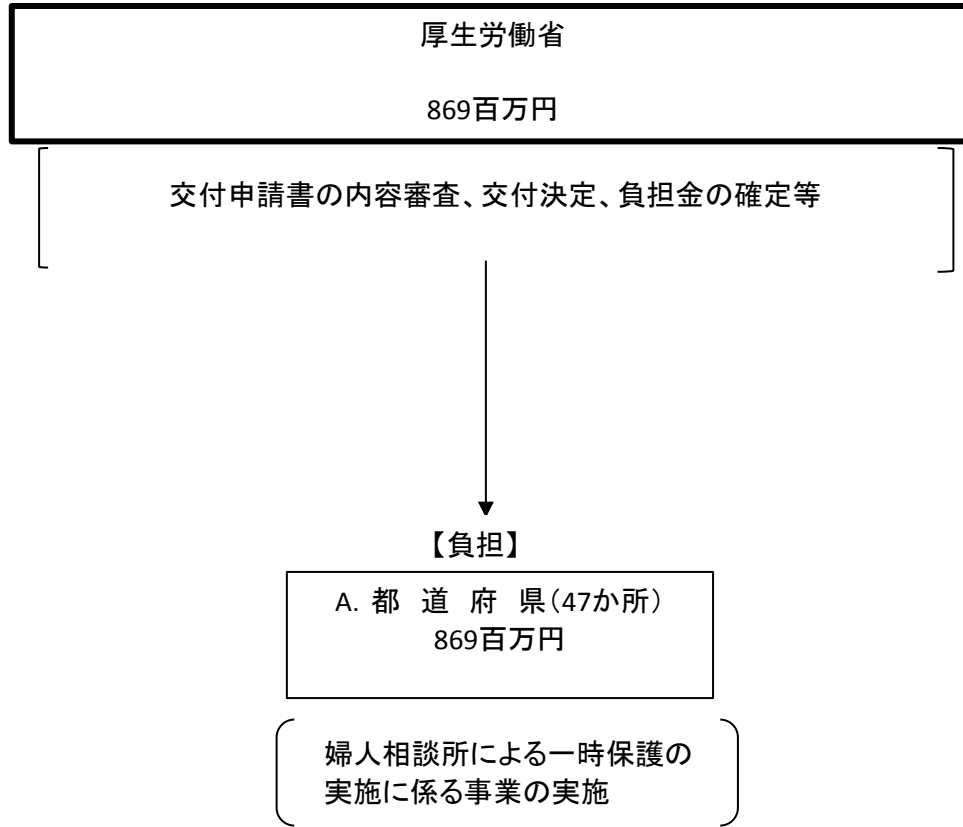
	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	要保護女子等の婦人保護施設等への移送、一時保護した人身取引被害者等への生活支援等	1.2	-	-
2	大阪府	"	1.2	-	-
3	千葉県	"	1.1	-	-
4	愛知県	"	0.7	-	-
5	兵庫県	"	0.5	-	-
6	京都府	"	0.5	-	-
7	青森県	"	0.4	-	-
8	埼玉県	"	0.4	-	-
9	岐阜県	"	0.3	-	-
10	広島県	"	0.3	-	-

平成26年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	婦人保護事業費負担金		担当部局庁	雇用均等・児童家庭局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度：昭和31年度 終了年度：終了なし		担当課室	家庭福祉課		大隈 俊弥		
会計区分	一般会計		政策・施策名	VI-4-1 児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制の充実を図ること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	売春防止法第40条第1項、 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第28条第1項		関係する計画、 通知等	・人身取引対策行動計画2009 (犯罪対策閣僚会議(平成21年12月22日)決定) ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針 (平成20年1月11日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	「売春防止法」(昭和31年法律第118号)に基づく、売春の未然防止と要保護女子等の更生保護を図ること、及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成13年法律第31号。以下「DV法」という。)に基づき、配偶者等からの暴力被害者である女性の保護等を目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	売春防止法及びDV法に基づき、都道府県が行う婦人相談所による一時保護(一時保護委託を含む。)に要する経費の負担を行う。 ・実施主体：都道府県 ・補助率：5/10							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input checked="" type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	876	886	880	915	930	
		補正予算	-	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
	計	876	886	880	915	930		
	執行額	804	845	869	-	-		
執行率(%)	91.8%	95.4%	98.8%	-	-			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (-年度)
	一時保護延人員		成果実績	人	167,430	168,523	170,216	-
	※当該経費は負担金であり、保護の対象者がいれば必ず負担しなければならない経費であるため、目標値の設定にはなじまない。		目標値	-	-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	一時保護延人員		活動実績	人	167,430	168,523	170,216	-
			当初見込み	人	167,170	167,170	167,170	167,170
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	単位当たりコスト = 円 / 人		単位当たりコスト	円 / 人	4,800	5,015	5,108	5,474
	円:「当該年度執行額」 人:「当該年度一時保護延人員」		計算式	円 / 人	803,703,856 / 167,430	845,181,382 / 168,523	869,464,281 / 170,216	915,132,000 / 167,170
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	人件費	222	222	社会保険料率の改定による増				
	管理費	541	553	消費者物価指数の影響による増				
	事業費	152	155					
	計	915	930					

事業所管部局による点検・改善						
		項目	評価	評価に関する説明		
国 必 要 投 入 の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	売春防止法や配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV法)に基づく、DV被害者等の保護に必要な費用であり、都道府県が支弁した費用のうち「5/10」を負担するものであることから、国で負担する必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	売春防止法及びDV法に基づき、都道府県が支弁した費用のうち「5/10」を負担するものであるから、国で実施する必要がある。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	売春防止法や配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV法)に基づき、DV被害者等の保護に必要な費用であり、DV被害者等の身体・生命に関わる施策であることから、優先度が高い事業である。		
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		—	—		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	売春防止法及びDV法に基づき、都道府県が支弁した費用のうち「5/10」を負担すると規定されており、国が実施すべき事業である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	一時保護に要する必要な経費を負担するものであり、国として妥当な水準を設定している。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	交付要綱において、都道府県が行う婦人相談所の一時保護に要する経費を限定している。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—	—		
事 業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—	—		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	ほぼ見込みどおりとなっている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		—	—		
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—	婦人保護事業費負担金は、売春防止法及びDV法に基づき、都道府県が行う婦人相談所による一時保護(一時保護委託を含む。)に要する経費の負担を行うものである。婦人保護事業費補助金や婦人相談所運営費負担金とは事業内容、費目、使途が異なっており、適切な役割分担がなされている。		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	668	婦人保護事業費補助金	雇用均等・児童家庭局			
	669	婦人相談所運営費負担金	雇用均等・児童家庭局			
点 検 ・ 改 善 結 果	点検結果	本事業は、売春防止法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、人身取引対策行動計画に基づき、都道府県が、要保護女子等を婦人相談所の一時保護所に一時保護した場合の保護に要する費用を負担するものであり、DV被害女子等の身体・生命に関わる重要な事業である。 予算の執行率は平成23年度91.8%、平成24年度95.4%、平成25年度98.8%と高い割合で推移しており、また一時保護延人員も平成23年度167,430人、平成24年度168,523人、平成25年度170,216人という実績があり、DV被害者等の女性の保護を引き続き行うためにも、平成27年度以降も本事業を実施していく必要がある。				
	改善の方向性	今後においても、当初見込みと活動実績に乖離がでないよう留意し、継続して事業を実施していく。				
外部有識者の所見						
社会的要請に基づく有用な事業であり今後も適正執行に努めること。(長崎)						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現 状 通 り	点検結果も妥当であり、DV被害者等の女性保護の実施に必要な経費であり、引き続き必要な予算額を確保しつつ、適正な執行に努めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現 状 通 り	外部有識者等の所見も踏まえ、引き続き必要な予算額を確保し、適正な執行に努める。					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	357	平成24年	305	平成25年	666

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)



A.東京都			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
事務費	婦人相談所一時保護所職員の人件費及び管理費	28			
一時保護委託費	配偶者からの暴力を受けた者の一時保護委託費	27			
事業費	食料費、光熱水費、消耗品費等	11			
要保護女子の一時保護委託	要保護女子の一時保護委託費	5			
同伴児童対応児童員雇上加算	暴力被害者に同伴する児童に対して指導を行う職員の費用	3			
夜間警備体制強化加算	夜間警備体制強化のための警備員の費用	2			
心理療法担当職員加算	心理療法担当職員の費用	1			
計		77	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	婦人相談所による要保護女子の一時保護	77	-	-
2	大阪府	〃	53	-	-
3	北海道	〃	40	-	-
4	兵庫県	〃	39	-	-
5	神奈川県	〃	38	-	-
6	千葉県	〃	32	-	-
7	福岡県	〃	30	-	-
8	埼玉県	〃	30	-	-
9	愛知県	〃	26	-	-
10	沖縄県	〃	25	-	-

平成26年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	児童保護費等負担金	担当部局庁	雇用均等・児童家庭局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	開始年度：昭和23年度 終了年度：終了なし	担当課室	家庭福祉課	大隈 俊弥			
会計区分	一般会計	政策・施策名	VI-4-1 児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制の充実を図ること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	児童福祉法第53条	関係する計画、通知等	「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」(厚生事務次官通知 平成11年4月30日厚生省発児第86号) 「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3程度以内)	身体的虐待や養育放棄等虐待を受けた社会的養護を必要とする児童等を、児童福祉法の規定に基づき、児童養護施設等に入所又は里親に委託する措置等を行い、専門的知識を要する職員等により、個々の児童等の状態等を勘案しつつ、家庭的な環境の中できめ細かなケアを行うなど、児童等の心のケア及び社会的自立等を支援することを目的とする。						
事業概要 (5程度以内。別添可)	虐待を受けて児童養護施設等に入所する児童や里親に委託された児童等の早期家庭復帰及び社会的自立を支援するため、これら社会的養護施設に入所する被措置児童等に要する費用として都道府県等が支弁する経費に対し国がその1/2を負担する。 ・実施主体：都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村 ・補助率：1/2(ただし、市町村が行う母子生活支援施設及び助産施設については、市町村1/4、都道府県1/4、国1/2の補助率となる。)						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input checked="" type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
	予算の状況	当初予算	83,473	89,281	90,788	95,857	95,865
		補正予算	-	-	-	-	-
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-
		予備費等	-	-	-	-	-
	計	83,473	89,281	90,788	95,857	95,865	
執行額	82,696	87,827	89,365	-	-		
執行率(%)	99.1%	98.4%	98.8%	-	-		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (-年度)
	措置児童数 ※当該経費は、措置対象児童がいれば、必ず負担しなければならない経費であるため、目標値の設定にはなじまない。	成果実績	人	43,899	45,402	43,856	-
		目標値	-	-	-	-	-
		達成度	%	-	-	-	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	措置児童数	活動実績	人	43,899	45,402	43,856	-
		当初見込み	人	45,354	45,853	47,176	47,418
単位当たりコスト	算出根拠		単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	単位当たりコスト = 円 / 人 円:「当該年度執行額」 人:「当該年度措置児童数」	単位当たりコスト	円 / 人	1,883,779	1,934,429	2,037,704	2,021,527
		計算式	円 / 人	82,696,032,738 / 43,899	87,826,959,333 / 45,402	89,365,561,797 / 43,856	95,856,767,000 / 47,418
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由			
	事務費	72,968	72,967	社会保険料率の改定による増			
	事業費	22,425	22,425	消費者物価指数の影響による増			
	医療費	464	473				
	計	95,857	95,865				

事業所管部局による点検・改善						
項目		評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	児童福祉法に基づき、虐待を受けた児童等の保護に必要な費用であり、都道府県等が支弁した費用のうち「1/2」を国が負担する必要がある。			
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	児童福祉法に基づき、都道府県等が支弁した費用のうち「1/2」を負担すると規定されており、国が実施すべき事業である。			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	児童福祉法に基づき、虐待を受けた児童等の保護に必要な費用であり、要保護児童等の身体・生命に関わる施策であることから、優先度が高い事業である。			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	-			
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	児童福祉法に基づき、都道府県等が支弁した費用のうち「1/2」を負担するものであり適正なものである。			
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○	児童等の保護に要する必要な経費を負担するものであり、国として妥当な水準を設定している。			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○	児童福祉法に基づき、国「1/2」、都道府県「1/2(母子生活支援施設等においては都道府県1/4、市町村1/4)」を負担するものであり、合理的なものである。			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	交付要綱において、児童養護施設等に入所する要保護児童等の保護に必要な経費を限定している。			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	ほぼ見込みどおりとなっている。			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	-			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	-			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		-	
	-	-	-		-	
点検・改善結果	点検結果	<p>本事業は、児童福祉法に基づき、保護者のいない児童又は虐待を受けた等保護者に監護させることが不相当であると認められる要保護児童等を都道府県等が児童福祉施設等に入所措置を行い、これらに係る費用を負担するものであり、要保護児童等の身体・生命及び自立支援等に関わる重要な事業である。</p> <p>予算の執行率は、平成23年度99.1%、平成24年度98.4%、平成25年度98.8%と高い割合で推移しており、また、措置児童数も平成23年度43,899人、平成24年度45,402人、平成25年度43,856人と実績があり、虐待を受けた要保護児童等の心のケア及び社会的自立を今後も行うために、平成27年度以降も本事業は必要である。</p>				
	改善の方向性	今後においても、当初見込みと活動実績に乖離がでないよう留意し、継続して事業を実施していく。				
外部有識者の所見						
<p>当事業に関する多くの報道がなされており、児童の保護は国の重要な施策であると認められる。予算の執行率も高く、各地公体での取り組みが進んでいるものと推測される。少子化の中で、明日を担う児童を守る施策として継続されるべきものである。(増田)</p>						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	点検結果も妥当であり、社会的養護を必要とする児童等の心のケア及び社会的自立等を支援するため必要な経費であり、引き続き必要な予算を確保しつつ、適正な執行に努めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	外部有識者等の所見も踏まえ、引き続き必要な予算額を確保し、適正な執行に努める。					
備考						
<p>関連する過去のレビューシートの事業番号</p>						
	平成23年	358	平成24年	306	平成25年	667

国
89,366百万円

都道府県等が支弁した費用の1/2を負担

【負担】

【負担】

A.都道府県等(69か所)
84,241百万円

【負担】

B.市町村(1,720か所)
5,125百万円

児童入所施設等の運営に係る費用を支弁

母子生活支援施設等の運営に係る費用を支弁

児童入所施設等

児童入所施設等の運営を行う

母子生活支援施設 助産施設

母子生活支援施設等の運営を行う

都道府県等：都道府県、指定都市、児童相談所設置市

市町村：市(指定都市除く)及び福祉事務所を管理する町村

措置：児童福祉法第27条第1項第3号の措置(入所措置)、同法第33条の一時保護、
同法第22条の助産の実施、同法第23条の母子保護の実施及び同法33条の6の児童自立生活援助事業

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

A.東京都			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
事務費	施設職員の人件費、管理費	6,907			
一般生活費	児童の一般生活費(食費、被服費等)	1,222			
医療費	児童の医療費	363			
特別育成費	高校生の教育に係る費用	114			
教育費	小・中学生の教育全般に係る費用	110			
被虐待児受入 加算費	虐待を受けた児童をケアするための心理療 法担当職員の雇上費用	89			
学校給食費	児童の学校給食に必要な経費	52			
その他	幼稚園費、児童用採暖費、就職支度費等	87			
計		8,944	計		0
B.世田谷区			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
事務費	施設職員の人件費、管理費	81			
一般生活費	児童の一般生活費(食費、被服費等)	3			
その他	幼稚園費、児童用採暖費等	5			
計		89	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	児童入所施設等の運営事業	8,944	-	-
2	大阪府	"	3,535	-	-
3	大阪市	"	3,233	-	-
4	埼玉県	"	3,056	-	-
5	愛知県	"	2,589	-	-
6	兵庫県	"	2,446	-	-
7	北海道	"	2,264	-	-
8	横浜市	"	2,170	-	-
9	千葉県	"	2,038	-	-
10	名古屋市	"	1,960	-	-

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	世田谷区	母子生活支援施設等の運営事業	89	-	-
2	墨田区	"	84	-	-
3	葛飾区	"	74	-	-
4	板橋区	"	63	-	-
5	大田区	"	57	-	-
6	新宿区	"	53	-	-
7	杉並区	"	49	-	-
8	足立区	"	46	-	-
9	港区	"	43	-	-
10	目黒区	"	43	-	-

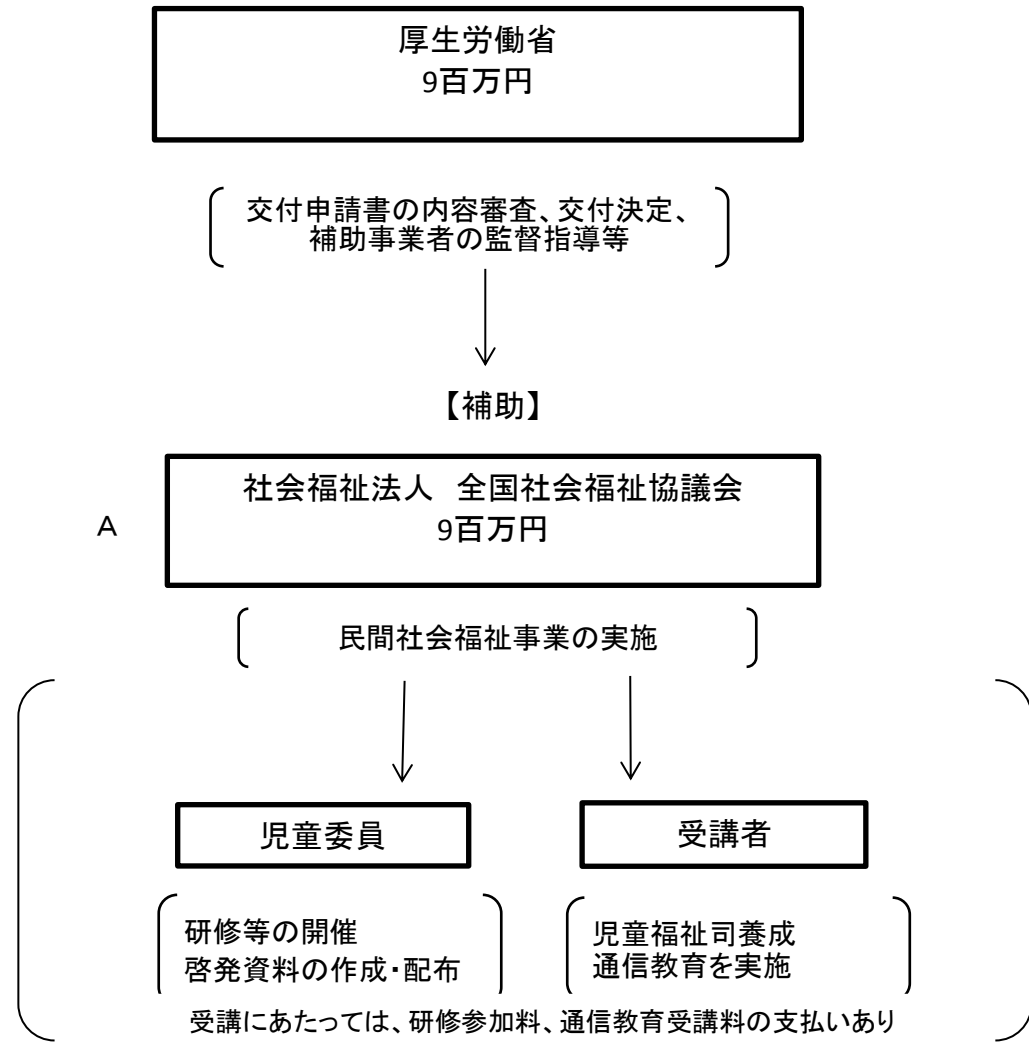
平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	民間社会福祉事業助成費補助金	担当部局庁	雇用均等・児童家庭局	作成責任者					
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:昭和50年度 終了(予定)年度:予定なし	担当課室	育成環境課	為石 摩利夫					
会計区分	一般会計	政策・施策名	VI-4-1 児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制の充実を図ること						
根拠法令 (具体的な条項も記載)	-	関係する計画、通知等	社会福祉事業助成費の国庫補助について (厚生労働事務次官通知 昭51.6.30 厚生省社第590号)						
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	児童委員等が地域福祉活動を活発に展開できるよう、児童委員の資質の向上を図るとともに、児童福祉司の人材養成を行うこと等により、児童福祉の増進に寄与することを目的とする。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	児童委員に対しての地域福祉活動研修会等を開催し、全国各地で実施している活動、経験の交流等を図るとともに、主任児童委員と地区担当の児童委員の連携が図られるよう適切な資料を作成し配布する、また、通信制により児童福祉司の人材養成を行う。 ○実施主体:社会福祉法人 全国社会福祉協議会 ○補助率:定額								
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求			
	予算の状況	当初予算	9	9	9	9	9		
		補正予算	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
	計	9	9	9	9	9			
	執行額	9	9	9	9	9			
執行率(%)	100%	100%	100%	100%	100%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (年度)	
	児童委員地域福祉活動研修会及び主任児童委員研修会の受講者数	成果実績	人	821	860	793	-		
		目標値	人	900	900	900	-		
		達成度	%	91%	96%	88%	-		
	地域福祉活動・児童虐待防止活動資料作成部数	成果実績	部	241,000	241,000	243,200	-		
		目標値	部	240,000	240,000	240,000	-		
		達成度	%	100%	100%	101%	-		
	児童福祉司通信教育課程修了者数	成果実績	人	92	90	100	-		
		目標値	人	120	120	120	-		
		達成度	%	77%	75%	83%	-		
	活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
		児童委員地域福祉活動研修会及び主任児童委員研修会の開催回数	活動実績	回	3	3	3	-	
当初見込み			回	3	3	3	3		
地域福祉活動・児童虐待防止活動資料作成部数		活動実績	部	241,000	241,000	243,200	-		
		当初見込み	部	240,000	240,000	240,000	235,000		
児童福祉司通信教育課程修了者数		活動実績	人	92	90	100	-		
		当初見込み	人	120	120	120	120		
単位当たりコスト		算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
		単位当たりコスト = X / Y		単位当たりコスト	千円/回	713千円/回	706千円/回	693千円/回	633千円/回
		X:「所要額実績(児童委員地域福祉活動研修会及び主任児童委員研修会)」		計算式	-	2,138千円/3回	2,117千円/3回	2,078千円/3回	1,900千円/3回
	Y:「回数実績(児童委員地域福祉活動研修会及び主任児童委員研修会)」		-		2,138千円/3回	2,117千円/3回	2,078千円/3回	1,900千円/3回	
	単位当たりコスト = X / Y		単位当たりコスト	円/部	21円/部	21円/部	21円/部	22円/部	
	X:「所要額実績(地域福祉活動・児童虐待防止活動資料作成)」		計算式	-	5,040千円/241,000部	5,040千円/241,000部	5,040千円/243,200部	5,076千円/235,000部	
	Y:「部数実績(地域福祉活動・児童虐待防止活動資料作成部数)」			-	5,040千円/241,000部	5,040千円/241,000部	5,040千円/243,200部	5,076千円/235,000部	
単位当たりコスト = X / Y		単位当たりコスト	千円/人	23千円/人	23千円/人	20千円/人	17千円/人		
X:「所要額実績(児童福祉司通信教育課程)」		計算式	-	2,086千円/92人	2,086千円/90人	2,041千円/100人	2,041千円/120人		
Y:「人員実績(児童福祉司通信教育課程修了者)」			-	2,086千円/92人	2,086千円/90人	2,041千円/100人	2,041千円/120人		
平 成 2 6 ・ 2 7 年 度 予 算 内 (単 位 : 百 万 円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由					
	民間社会福祉事業助成費補助金	9	9						
	計	9	9						

事業所管部局による点検・改善					
項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	民生委員児童委員は厚生労働大臣が委嘱しており、国が地域に根ざした活動を幅広く行う人材を確保し、資質向上を目指していくための事業であることから、広く国民のニーズがあり、国費を投入すべき事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	児童委員等の資質については地域間での格差があつてはならず、資質確保や人材養成は国の関与が不可欠である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	児童委員等の資質については地域間での格差があつてはならず、資質確保や人材養成は不可欠であることから、優先度の高い事業であった。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	全国社会福祉協議会は、民生委員児童委員の全国組織である全国民生委員児童委員連合会の事務局を兼ねており、本団体が全国の民生委員児童委員協議会とのネットワークを活かし、民生委員児童委員の実情・課題を広く把握し、現場の民生委員児童委員に必要な事業を効率的に実施しており、支出先として妥当である。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	本事業の実施に当たっては、参加費を徴収するなど受益者に適切な負担を求めている。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○	交付要綱で適切な基準額を算定している。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○	本事業の交付要綱に基準額が定められている。		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	本事業の交付要綱により、対象経費を諸謝金、旅費、庁費等事業に必要な経費のみに限定している。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	—	—		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	—	—		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	—	—		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	事前に参加者より活動事例等を集め、これを協議資料として研修会において発表するなどして児童委員の福祉活動に役立てている。		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	—	—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
	—	—	—		
点検・改善結果	点検結果	平成25年度においては、年3回の児童委員地域福祉活動研修会及び主任児童委員研修会や活動資料の作成・配付を行い、また、100名の者に児童福祉司通信教育を行うなどして、従来通りの水準で本事業を実施し、児童委員の資質の向上、児童福祉司任用資格取得者の増員を図った。			
	改善の方向性	育兒不安や子育ての孤立化に加えて児童虐待等支援を必要とする子どもや家庭をめぐる問題が複雑化・深刻化する中、引き続き、従来からの活動水準を維持し、児童委員地域福祉活動研修会及び主任児童委員研修会を開催したり、活動資料を作成・配布することにより児童委員及び主任児童委員の資質向上を図り、また、児童福祉司通信教育を行うことにより児童福祉司任用資格取得者の増員を図る必要がある。 また、当該研修会においては、その時々の子どもを取り巻く諸課題を取り上げて参加者で協議したり、委員の一斉改選のあった時には支援の必要な家庭を関係機関へつなぐための各種福祉制度などの周辺情報の周知を図るなどして、より効果的に児童委員活動の一層の充実に寄与しており、これにより全国における児童の福祉の増進に努めていることから、今後も引き続き、事業の継続が必要である。			
外部有識者の所見					
継続的に実績を上げており、執行も見込み通りなされている。「改善の方向性」欄に点検結果と重複した内容及び事業の必要性の記述になっており、点検結果を踏まえた改善の方向性について記すべき。児童福祉司通信教育にかかる費用は、負担のあり方を検討することがのぞましい(児童福祉司任用資格取得のための他の講習会の費用負担も勘案しつつ、受講者負担等を検討すべきではないか)。(栗原)					
行政事業レビュー推進チームの所見					
事業内容の一部改善	受益者負担のあり方について検討の上、引き続き適正な執行に努めること。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現状通り	本事業の実施に当たっては、受益者から参加費を徴収するなど適切な負担を求めており、受益者との負担関係は妥当と考えている。また、「改善の方向性」については、ご指摘を踏まえ修正を行った。外部有識者等の所見も踏まえ、今後も引き続き適正な執行に努める。				
備考					
現在、各市町村単位で、要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の設置が進められており(平成24年4月1日現在、99.7%の市町村で設置)、要保護児童対策地域協議会の構成員として、民生・児童委員協議会が参加している割合は92.6%となっている。また、児童虐待件数が増加する中、子ども・子育てビジョンにおいて、「相談、支援を行う児童福祉司等の確保など児童相談所の体制強化」を図ることとされており、本事業における児童福祉司の通信教育は、児童福祉法第13条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が指定する児童福祉司任用資格取得のための講習会として位置づけられているものである。					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成23年	0359	平成24年	0307	平成25年	0668

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A. 社会福祉法人全国社会福祉協議会			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事業費	児童委員地域福祉強化等対策事業に必要な経費	7			
事業費	児童福祉司通信教育事業に必要な経費	2			
計		9	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	社会福祉法人全国社会福祉協議会	福祉サービス利用者や社会福祉関係者の連絡・調整や活動支援、各種制度の改善への取組など、社会福祉の増進	9	—	—

平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	児童虐待・DV対策等総合支援事業		担当部局庁	雇用均等・児童家庭局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:平成17年度 終了(予定)年度:終了予定なし		担当課室	家庭福祉課		大隈 俊弥		
会計区分	一般会計		政策・施策名	VI-4-1 児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制の充実を図ること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	-		関係する計画、通知等	○児童虐待・DV対策等総合支援事業費の国庫補助について(厚生労働事務次官通知 平19.12.3 厚生労働省発雇児第1203001号) ○児童虐待・DV対策等総合支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業の実施について(雇用均等・児童家庭局長通知 平17.11.11 雇児発第1111001号) ○子ども・子育てビジョン(平22.1.29 閣議決定)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	児童虐待防止対策等支援事業及びDV・女性保護対策等支援事業の実施について、各自治体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能とするため、複数の事業を統合した補助金を交付し、もって地域における児童虐待・DV対策等の一層の普及促進を図ることを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	当該補助金では次の事業を実施している。①児童虐待防止対策支援事業、②ひきこもり等児童福祉対策事業、③児童家庭支援センター運営等事業、④里親支援機関事業、⑤基幹的職員研修事業、⑥児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業、⑦児童養護施設の退所者等の就業支援事業、⑧身元保証人確保対策事業、⑨婦人相談員活動強化事業、⑩売春防止活動・DV対策機能強化事業、⑪児童虐待防止医療ネットワーク事業、⑫DV被害者等自立生活援助モデル事業 ○実施主体: 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ①~⑦ ○補助率:1/2 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村 ①のうち一部事業 ①のうち一部事業、②~⑦、⑨~⑫ 都道府県、市、福祉事務所設置町村 ⑧ ①のうち一部事業は定額 都道府県・指定都市 ⑪ ⑫ ⑧のうち市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業に対する補助率2/3 都道府県、市 ⑨ 都道府県 ⑩							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
		当初予算	2,121	2,168	3,652	3,743	5,166	
		補正予算	-	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
	計	2,121	2,168	3,652	3,743	5,166		
執行額	1,921	2,166	3,041	-	-			
執行率(%)	90.6%	99.9%	83.3%	-	-			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	23年度	24年度	25年度	目標値(年度)	
	本事業は統合補助金のため、自治体の各々のニーズに応じた事業を実施するため、定量的な成果目標を示すことは困難であるが、各自治体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能とし、地域における児童虐待・DV対策の普及促進を図ることを目的としている点を踏まえ、目標値を予算額、成果実績を執行額とする。		成果実績	百万円	1,921	2,166	3,041	-
			目標値	百万円	2,121	2,168	3,652	3,743
			達成度	%	90.6%	99.9%	83.3%	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	法的対応機能強化事業	活動実績	箇所	187	173	191	-	
		当初見込み	箇所	150	150	150	150	
	ふれあい心の友訪問援助・保護者交流事業箇所数	活動実績	箇所	38	40	37	-	
		当初見込み	箇所	40	40	40	40	
	児童家庭支援センター箇所数	活動実績	箇所	87	93	100	-	
		当初見込み	箇所	108	92	92	101	
	基幹的職員研修事業箇所数	活動実績	箇所	33	33	32	-	
		当初見込み	箇所	69	69	69	69	
	婦人相談員活動強化事業を利用する婦人相談員数	活動実績	人	880	827	894	-	
		当初見込み	人	847	861	861	861	
	婦人相談員活動人数	活動実績	人	880	827	894	-	
		当初見込み	人	847	861	861	861	

単位当たり コスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
	単位当たりコスト=X/Y X:執行額 Y:交付申請件数			単位当たり コスト	円	5,947,603	6,563,000	6,244,160	精査中
				計算式	X / Y	1,921百万円/323	2,166百万円/330	3,041百万円/487	精査中
平成 26・27 年度 予算 内訳 (単 位: 百万 円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由					
	児童虐待防止対策支援事業等	3,083	4,479	<児童虐待防止対策支援事業等> 児童養護施設等入所児童に対する学習支援事業の創設等 <婦人相談員活動強化事業等> 婦人相談員活動強化事業の補助対象人数の増等					
	婦人相談員活動強化事業等	660	687						
計	3,743	5,166							

事業所管部局による点検・改善						
項目		評価	評価に関する説明			
国費投入の 必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	児童虐待防止対策、要保護児童対策、DV・女性保護対策は、被虐待児童やDV被害者等の身体・生命に関わる施策であり、国費を投入する必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	国として確実な実施を保障する観点から、また、これらの対策の対象は声が小さく、立場が弱い方々であるため、自治体間の取組の格差が拡大しないようにし、かつ、その取組の水準が大幅に後退することなく全体として引き上がるようにする観点から、国が率先してその推進を図る必要がある。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	児童虐待防止対策、要保護児童対策、DV・女性保護対策は、被虐待児童やDV被害者等の身体・生命に関わる施策であり、優先度の高い事業である。		
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	交付要綱に基づき、国が1/2補助することとなっており、妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	児童虐待・DV対策等に必要な経費を補助するものであり、国として妥当な水準を設定している。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	交付要綱に基づき、本事業の実施に必要な経費のみを補助対象としている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	都道府県等からの交付申請額が予定を下回ったため。		
事業の 有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	複数の事業を統合した補助金を交付するものであり、各自治体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能とし、もって地域における児童虐待・DV対策等の一層の普及促進を図るものである。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	各事業で、概ね見込みに見合った実績が出ている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-		
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	-	-	-			
点検・ 改善結果	点検結果	自治体は、「児童虐待・DV対策等総合支援事業の国庫補助について(平成19年12月3日厚生労働省発雇児第1203001号)」の規定に基づき、事業実績報告書及び歳入歳出決算書抄本を厚生労働省に提出することとされており、これらの提出書類の内容により支出先の使途を確認し、さらに必要に応じて自治体からその内容の聞き取りや参考となる資料の提出を求め支出状況の確認を行っている。 他の点検結果についても妥当であり、活動実績についても、児童家庭支援センター運営等事業実施か所数においては、平成23年度87か所、平成24年度92か所、平成25年度98か所と増加しており、婦人相談員活動人数についても毎年800人を超えていることから、児童虐待防止対策、要保護児童対策、DV・女性保護対策をより一層推進していくため、引き続き当該事業を実施する必要がある。				
	改善の方向性	児童虐待防止対策、要保護児童対策、DV・女性保護対策は、被虐待児童やDV被害者等の身体・生命に関わる施策であり、国として確実な実施を保障する観点から、また、これらの対策の対象は声が小さく、立場が弱い方々であるため、自治体間に取組の格差が拡大しないようにし、かつ、その取組の水準が大幅に後退することなく全体として引き上がるようにする観点から、国が率先してその推進を図っていくことが必要である。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状 通り	点検結果も妥当であり、児童虐待・DV対策等の一層の推進のため必要な経費であり、引き続き必要な予算額を確保しつつ、適正な執行に努めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状 通り	-					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	0360	平成24年	0308	平成25年	0669

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
3,041百万円

{ 交付申請書の内容審査、交付決定等 }



【補助】

A: 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、
市、市町村
3,041百万円

{ 児童虐待・DV対策等総合支援事業の実施 }

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.横浜市			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
児童福祉諸費	児童虐待防止対策支援事業等	264			
女性福祉諸費	婦人相談員活動強化事業等	17			
計		281	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	横浜市	福祉保健費国庫負担金	281	-	-
2	東京都	福祉保健費国庫負担金	175	-	-
3	千葉県	福祉保健費国庫負担金	92	-	-
4	川崎市	福祉保健費国庫負担金	70	-	-
5	大阪府	福祉保健費国庫負担金	67	-	-
6	静岡県	福祉保健費国庫負担金	62	-	-
7	兵庫県	福祉保健費国庫負担金	59	-	-
8	埼玉県	福祉保健費国庫負担金	58	-	-
9	愛知県	福祉保健費国庫負担金	53	-	-
10	神奈川県	福祉保健費国庫負担金	52	-	-

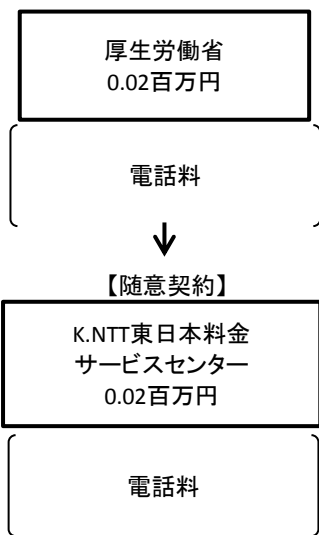
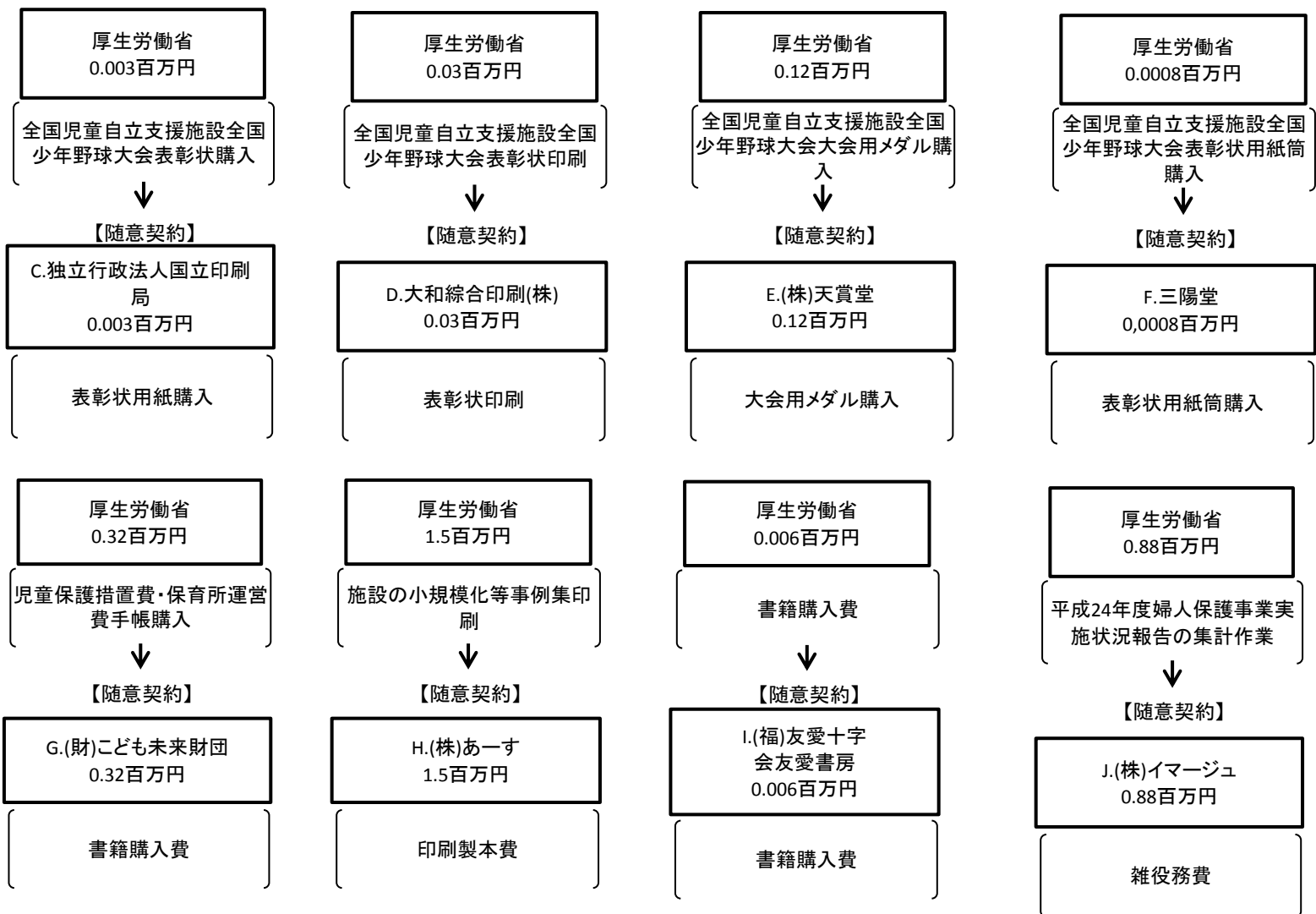
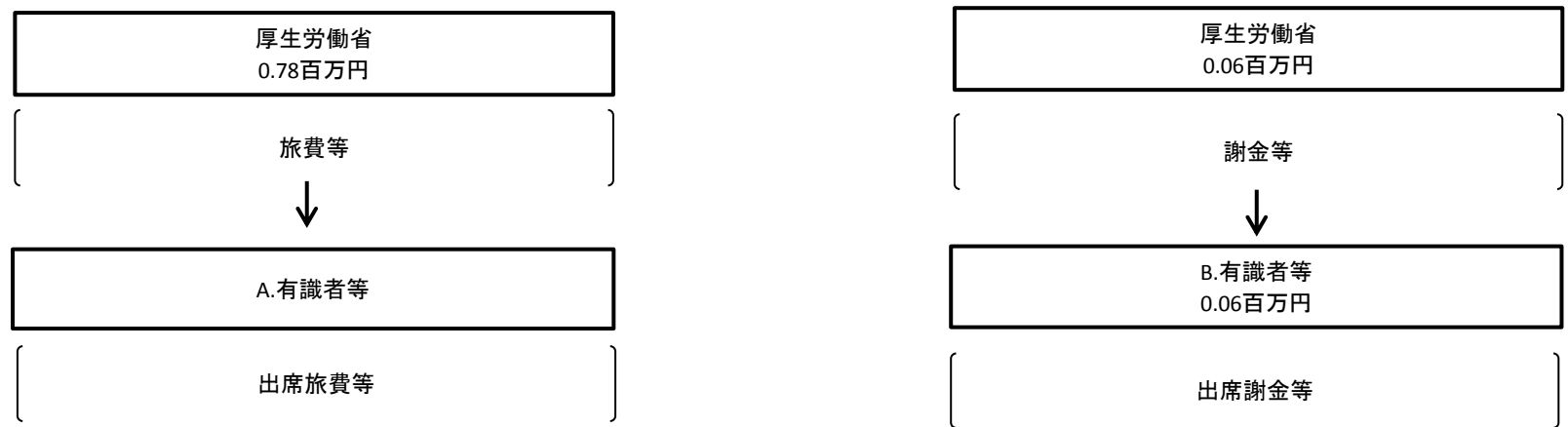
平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	要保護児童対策費の共通経費		担当部局庁	雇用均等・児童家庭局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度 : - 終了(予定)年度: 終了予定なし		担当課室	家庭福祉課		大隈 俊弥		
会計区分	一般会計		政策・施策名	VI-4-1 児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制の充実を図ること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	-		関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	要保護児童等の会計業務に係る会議等の開催、委員等の出席旅費・謝金の支出、資料等の印刷製本等を行うことにより、要保護児童関係業務の円滑な実施を図ることを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	要保護児童の保護や自立支援の推進に必要な会議、検討会、研修会等の開催に当たって必要となる旅費、謝金、印刷製本費、会議費等を支出する。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	予算の状況	当初予算	6	6	6	6	6	
		補正予算	-	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
	計	6	6	6	6	6		
	執行額	1.9	3	4	-	-		
執行率 (%)	31.7%	50%	64.2%	-	-			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (年度)	
	婦人相談員研修・婦人相談所関係協議会開催件数		成果実績	件	3	3	3	-
	本事業は児童虐待及び配偶者からの暴力防止対策等の推進に必要な経費であり、その年その年の必要性に応じて支出される経費であるため、目標値の設定は困難である。		目標値	-	-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	婦人相談員研修・婦人相談所関係協議会開催件数		活動実績	件	3	3	3	-
			当初見込み	件	(3)	(3)	(3)	(3)
単位当たりコスト	算出根拠		単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
	単位あたりコスト=X/Y		単位当たりコスト	円	76,500	99,375	282,828	-
	X: 物品等購入費 Y: 購入先件数		計算式	X / Y	612,000/8	795,000/8	1,979,800/7	数値/数値
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	諸謝金	1	1	-				
	職員旅費	1	1					
	委員等旅費	1	1					
	庁費	3	3					
	計	6	6					

事業所管部局による点検・改善					
項目		評価	評価に関する説明		
国 必 費 投 入 の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	要保護児童等の関係業務に係る会議、検討会、研修会等の開催に必要な旅費、謝金、印刷製本費、会議費等を支出するものであり、要保護児童の保護や自立支援の推進に資することから国費の投入が必要である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	社会的養護を必要とする児童の増加や虐待等による児童の背景の多様化・複雑化を踏まえ、今後の社会的養護の拡充に向けた具体的施策を検討する検討会等を実施するための経費であり、国において実施すべき事業である。	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	要保護児童の保護や自立支援の推進にあたって、関係業務に係る経費や今後の社会的養護の拡充のための検討会等を実施するための経費であり、優先度の高い事業である。	
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	随意契約を行っているが、予算決算及び会計令第99条の規定により少額の随意契約が認められているため問題ない。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-	-	
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	要保護児童の保護や自立支援の推進に資するものであり、国として妥当な水準を設定している。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	事業経費に必要な経費に限定して支出している。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	検討会等の開催が、当初の見込回数を下回ったため。	
事 業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	見込み通りの実績となっている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-	
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
	-	-	-		
点 検 ・ 改 善 結 果	点検結果	各審査機関に支出関係書類を提出し、支出額、支出先、使途等が適正かどうか審査を受けており、各点検項目による評価も妥当と考えられる。執行率については、当初予定していた研修会の一部が開催されなくなったことから低調だったものであるが、婦人相談員研修・婦人相談所関係協議会開催件数については見込み通り3件の実績があり、要保護児童関係業務の円滑な実施を図るため平成27年度以降も引き続き実施する必要がある。			
	改善の方向性	引き続き、各審査機関を含め、支出関係書類を審査することで適切な運用を図る。			
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
事業内容の改善	不用の要因について分析し、執行率の改善を図ること。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現状通り	近年、本事業における執行率は施設の小規模化に向けた取組(施設の小規模化事例集の編纂等)により上昇傾向にあり、27年度からは要保護児童への対応も含めた子ども・子育て関連の新たな制度が始まる状況(都道府県推進計画等の策定開始時期)であることを踏まえ、前年と同様の予算額を要求する。				
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成23年	0361	平成24年	0309	平成25年	0670

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)JTB首都圏 BTO新橋営業所	職員旅費	0.6	-	-
2	個人A	平成25年度全国婦人相談員・心理判定員研究協議会委員等旅費	0.05	-	-
3	個人B	職員旅費	0.02	-	-
4	個人C	職員旅費	0.02	-	-
5	個人D	職員旅費	0.01	-	-
6	個人E	職員旅費	0.01	-	-
7	個人F	職員旅費	0.01	-	-
8	個人G	職員旅費	0.01	-	-
9	個人H	職員旅費	0.008	-	-
10	個人I	職員旅費	0.004	-	-

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	個人A	平成25年度全国婦人相談員・心理判定員研究協議会講師等謝金	0.03	-	-
2	個人B	平成25年度全国婦人相談員・心理判定員研究協議会講師等謝金	0.02	-	-
3	個人C	平成25年度全国婦人相談員・心理判定員研究協議会講師等謝金	0.01	-	-

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	独立行政法人国立印刷局	全国児童自立支援施設全国少年野球大会表彰状購入	0.003	-	-

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	大和総合印刷(株)	表彰状印刷	0.03	-	-

E.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)天賞堂	大会用メダル購入	0.12	-	-

F.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	三陽堂	表彰状用紙筒購入	0.0008	-	-

G.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(財)こども未来財団	書籍購入費	0.32	-	-

H.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)あーす	印刷製本費	1.5	-	-

I.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(福)友愛十字会友愛書房	書籍購入費	0.006	-	-

J.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)イメージ	雑役務費	0.88	-	-

K.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	NTT東日本料金サービスセンター	電話料	0.02	-	-

平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	保健福祉調査委託費		担当部局庁	雇用均等・児童家庭局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度 :平成20年度 終了(予定)年度:平成27年度		担当課室	家庭福祉課		大隈 俊弥		
会計区分	一般会計		政策・施策名	VI-4-1 児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制の充実を図ること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	-		関係する計画、通知等	社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会中間報告(平19.11) 子ども・子育てビジョン(平22.1.29 閣議決定) 社会的養護の課題と将来像				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	平成19年11月の社会的養護専門委員会(以下「専門委員会」という。)報告書の提言を踏まえ、詳細な調査・分析を行い、専門委員会や課題検討委員会で議論していただくために必要な調査を委託して実施する。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	下記の調査を事業者に委託し、得られた調査結果を報告書としてまとめる。 ①施設運営等指針の手引書の作成、②親子関係再構築支援の推進、③社会的養護の第三者評価等の推進、④ファミリーホームの設置運営の推進、⑤婦人相談所ガイドラインの策定等について ○実施主体:民間団体等 ○補助率:定額							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
	予算の状況	当初予算	37	36	35	35	36	
		補正予算	-	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
	計		37	36	35	35	36	
	執行額		37	35	35	-	-	
執行率(%)		100%	97.4%	99.9%	-	-		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値(年度)
	調査研究項目		成果実績	件	4	6	5	-
	本事業は施設における今後目指すべきケア体制について検証を行うために必要な調査事業であり、その年その年の必要性に応じて行われる調査・研究であるため、目標値の設定は困難である。		目標値	-	-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	調査研究項目数		活動実績	件	4	6	5	-
			当初見込み	件	(4)	(6)	(6)	精査中
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	単位当たりコスト = X / Y		単位当たりコスト	円	9,194,450	5,906,333	7,057,993	-
	X:「確定額」 Y:「項目件数」		計算式	X / Y	36,777,798/4	35,438,000/6	35,289,966/5	数値/数値
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	委託費	35	36	謝金単価の増				
	計	35	36					

事業所管部局による点検・改善						
項目		評価	評価に関する説明			
国 必 費 投 入 の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	虐待を受けた児童等の保護を行う社会的養護の推進に必要な事業であり、国費を投入する必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	被虐待児童等が入所する社会的養護施設の機能を見直し、あるべきモデルを策定し、全国的に普及啓発していくものであり、国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	虐待を受けた児童等の保護を行う社会的養護の推進に必要な事業であり、優先度が高い。		
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	社会的養護に関する調査を適切に実施するにあたり高度な専門的技術・知見等を有する人材を有する等の基盤のある事業者へ委託する必要があるため、企画競争により支出先を選定することが妥当である。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-	-		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	調査項目ごとに得られる成果に対して妥当な水準となっている。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	事業者との契約に基づき、委託事業実施状況報告書等の提出を求めており、調査実施に必要な人件費等に使途を限定されていることを確認している。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-		
事 業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	施設で行われているケアの現状を詳細に調査・分析するためには、社会的養護に関する専門的技術・知見等を有する事業者へ委託し実施することが有効である。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	見込み通りとなっている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	施設の小規模化・地域分散化の推進のための手引き書・事例集及び親子関係再構築支援の推進のための事例集の作成等に活用されている。		
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	-	-	-			
点 検 ・ 改 善 結 果	点検結果	各審査機関に支出関係書類を提出し、支出額、支出先、使途等を適正に審査しており、各点検項目による評価も妥当と考えられる。平成25年度実績では、24年度作成した施設運営等指針の手引き構成案より、施設運営等指針の手引書の作成、24年度実施した親子関係再構築アンケート結果の集計・分析、ファミリーホームの設置運営の事例調査、24年度行われた婦人保護事業等の課題に関する検討を踏まえた婦人相談所ガイドラインの策定等をしたところである。本事業は、現在施設で行われているケアの現状を詳細に調査・分析し、専門委員会等において今後の施設のあるべきケアの内容と体制(ケアモデル)の策定を行うために必要な調査事業であり引き続き実施する必要がある。				
	改善の方向性	引き続き、各審査機関を含め、事業計画及び事業報告等を審査することで適切な運用を図る。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	点検結果も妥当であり、施設における今後目指すべきケア体制についての検証のため必要な経費であり、引き続き必要な予算額を確保しつつ、適正な執行に努めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	-					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	0362	平成24年	0310	平成25年	0671

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省(35百万円)

〔企画競争により委託事業者を選定。事業者に対し、委託し、調査内容を指示する。〕



【企画競争・委託】

A:株みずほ情報総研
(35百万円)

〔児童養護施設等に調査員を派遣し、各施設からデータを収集。報告書を作成し、厚労省に提出。〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・用途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と用途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A. (株)みずほ情報総研			E.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
人件費	調査、データ分析、報告書作成等	16.7			
経費	調査協力謝金、旅費等	7.2			
	データ入力費	1.0			
	印刷費、発送費、資料等	0.4			
	派遣雇用費	5.5			
	一般管理費	2.8			
	消費税	1.7			
計		35.3	計		0
B.			F.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)みずほ情報総研	平成25年度施設運営等指針策定・検証調査事業	35	随意契約	99.8%

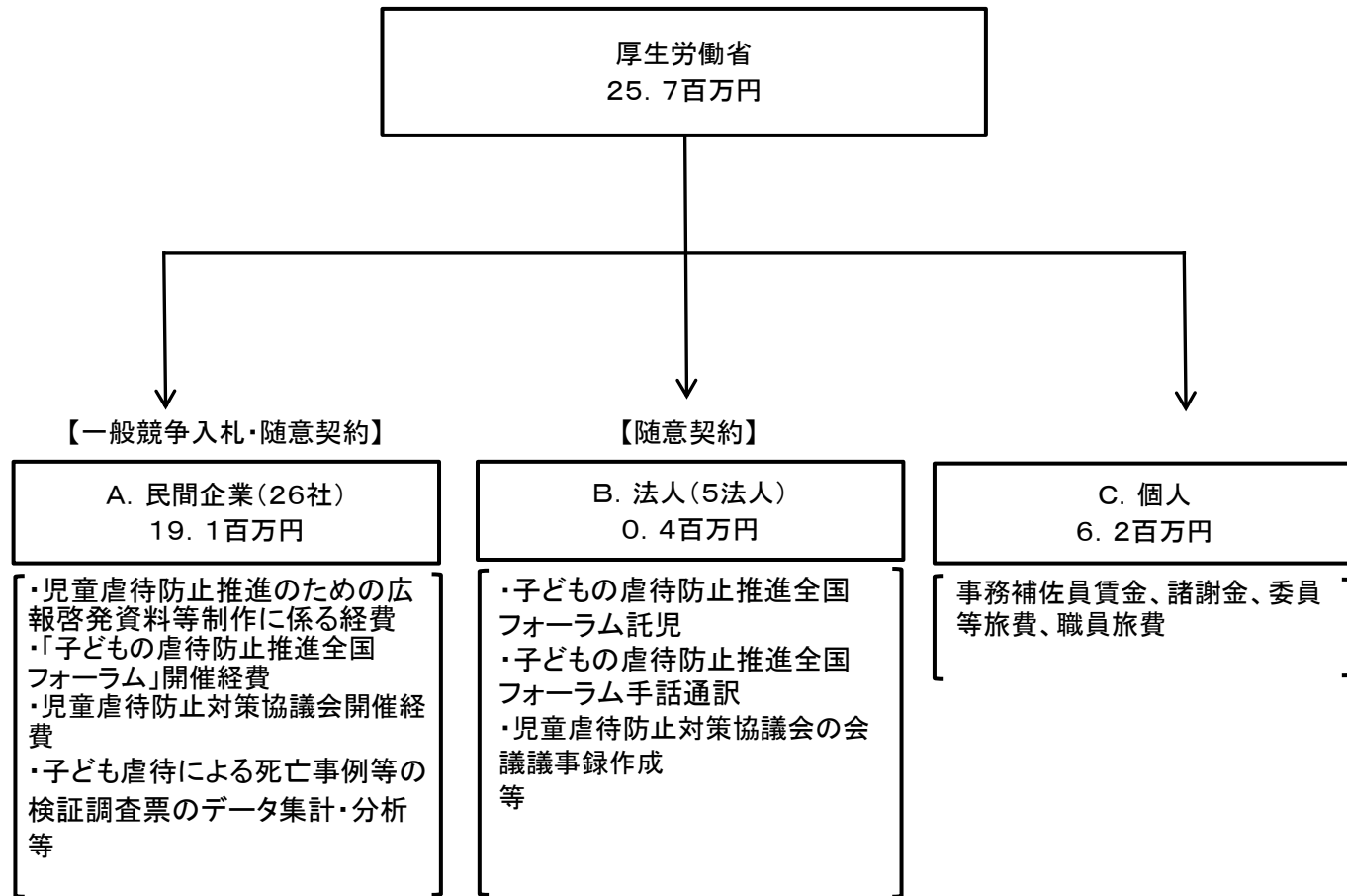
平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	児童虐待防止対策費		担当部局庁	雇用均等・児童家庭局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度：平成20年度 終了(予定)年度：終了(予定)なし		担当課室	総務課虐待防止対策室		川鍋 慎一		
会計区分	一般会計		政策・施策名	VI-4-1 児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制の充実を図ること				
根拠法令(具体的な条項も記載)	—		関係する計画、通知等	—				
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	児童虐待防止対策関係業務に係る会議等の開催、委員等の出席旅費・謝金等の支出を行うことにより児童虐待防止対策関係業務の円滑な実施を図ること。							
事業概要(5行程度以内。別添可)	次のような広報啓発事業等を実施 ○ 子どもの虐待防止推進全国フォーラムの開催 ○ 児童虐待防止対策協議会の開催 ○ 市区町村の児童家庭相談業務、要保護児童対策地域協議会の設置状況等の調査の実施 等							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額(単位:百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	予算の状況	当初予算	29	29	28	27	28	
		補正予算	—	—	—	—	—	
		前年度から繰越し	—	—	—	—	—	
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—	—	
		予備費等	—	—	—	—	—	
	計	29	29	28	27	28		
執行額	21	25	26	—	—			
執行率(%)	72.4%	86.2%	92.9%	—	—			
成果目標及び成果実績(アウトカム)	成果指標		単位	23年度	24年度	25年度	目標値(年度)	
	児童虐待防止対策協議会の団体参加率		成果実績	団体	41	44	46	—
	※本事業は、児童虐待防止対策関係業務に係る会議等の開催、委員等の出席旅費・謝金等の支出を行うことにより児童虐待防止対策関係業務の円滑な実施を図るものであることから、関係府省庁及び関係団体と児童虐待防止に向けた取組について協議する「児童虐待防止対策協議会」の参加率を指標とする。		目標値	団体	47	51	51	51
			達成度	%	87.2%	86.3%	90.2%	—
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	①児童虐待防止推進のための広報啓発配布力所数		活動実績	(力所) (枚)	1,987 5,424,600	2,641 3,000	1,772 7,038,150	1,800 7,000,000
	児童虐待防止推進月間周知のためのポスター等の制作数(24年度については、重点広報として取り組んだ、乳幼児揺さぶられ症候群予防啓発DVDの制作枚数等を指標とした。)		当初見込み	(力所) (枚)	1,987 5,424,600	2,641 3,000	1,772 7,038,150	1,800 7,000,000
	②子どもの虐待防止推進全国フォーラム開催数(23年度については、シンポジウム形式で開催)		活動実績	(回) (円)	1 15,793,001	1 15,855,000	1 15,240,000	1 14,551,001
	実績金額		当初見込み	(回) (円)	1 15,793,001	1 15,855,000	1 15,240,000	1 14,551,001
単位当たりコスト	算出根拠		単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
	①児童虐待防止推進のための広報啓発 X:ポスター製作、発送経費 Y:送付自治体数		単位当たりコスト	(円)	2,730	3,438	3,972	3,889
			計算式	X / Y	5,424,600 / 1,987	9,079,740 / 2,641	7,038,150 / 1,772	7,000,000 / 1,800
	②子どもの虐待防止推進全国フォーラム X:子どもの虐待防止推進全国フォーラム開催経費 Y:参加団体数		単位当たりコスト	(円)	385,195	360,341	331,304	285,314
		計算式	X / Y	15,793,000 / 41	15,855,000 / 44	15,240,000 / 46	14,551,000 / 51	
平成26・27年度予算内訳(単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	諸謝金	0.6	0.5	リーフレットの配布部数の見直しによる増。				
	職員旅費	1.0	1.0					
	委員等旅費	0.9	0.9					
	庁費	24.8	25.2					
計	27.2	27.6	※端数処理を行っているため、内訳と合計は必ずしも一致しない。					

事業所管部局による点検・改善					
項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の 必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	児童相談所の虐待相談対応件数が年々増加している中、児童虐待問題に対する理解を国民一人ひとりが深め、主体的な関わりを持てるよう、意識啓発を図るために広報啓発事業を実施することは必要である。(児童虐待防止法においても、広報啓発は国及び地方公共団体の責務とされている。)		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	児童虐待防止推進のための広報啓発の取組は、国が牽引し、都道府県、市町村、民間団体がそれぞれの立場で協力して取組を促進していく必要がある。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	児童相談所の虐待相談対応件数が年々増加している中で、児童虐待の防止に係る国民の意識啓発を図るため事業であり、優先度は高い。		
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	随意契約を行っているが、予算決算及び会計令第99条の規定により少額の随意契約が認められていることや、企画競争において適切な評価に基づき契約先を選定しており問題ないと考える。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	-		
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○	制作物が広く子育て家庭等を対象に活用されることを踏まえれば、コスト水準は妥当と考える。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	都道府県、市町村の取組状況を踏まえつつ、国が行うべき広報啓発事業に必要な費目・使途に支出されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-		
事業の 有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	活動実績は見込みにあったものとなっている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	広報啓発に係る成果物は、全国の市町村、児童相談所や子育て支援施設等で有効に活用されている。		
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
	-	-	-		
点検・ 改善 結果	点検結果	本事業は、児童虐待防止対策関係業務に係る会議等の開催、委員等の出席旅費・謝金等の支出を行うことにより児童虐待防止対策関係業務の円滑な実施を図るものであり、目的や予算の状況、資金の流れ、活動実績のいずれの観点からも問題は認められない。 24年度は広報啓発資料として乳幼児揺さぶられ症候群予防啓発DVDを製作し市町村等で活用されている。また、それ以外の年度においても児童虐待防止推進月間周知のポスター等を製作し、全国の市町村、児童相談所や子育て支援施設等へ配布を行い、児童虐待防止に関する広報啓発を行っている。			
	改善の 方向性	今後も広報啓発の重要性は変わらないため、同事業について適切に実施していく。			
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
現状 通り	児童虐待防止対策関係業務の円滑な実施に必要な経費であり、引き続き必要な予算額を確保しつつ、適正な執行に努めること。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現状 通り	-				
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成23年	363	平成24年	311	平成25年	672

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.光村印刷株式会社			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
印刷製本費	「児童虐待防止推進月間」周知のためのポ スター等の印刷業務	4.8			
計		4.8	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.個人A			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
旅費	児童虐待防止推進全国フォーラム当日職員 旅費	0.28			
計		0.28	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	光村印刷株式会社	「児童虐待防止推進月間」周知のためのポスター等の印刷業務	4.85	9	60.64%
2	株式会社あーす	子ども虐待による死亡事例等の検証結果等報告書印刷	1.09	随意契約	—
2	株式会社あーす	「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」報告書印刷	0.72	随意契約	—
2	株式会社あーす	「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」当日プログラムの印刷	0.66	随意契約	—
2	株式会社あーす	「児童虐待防止推進月間広報啓発素材集CD」作成	0.24	随意契約	—
3	有限会社リラックス	「児童虐待防止推進月間」周知のためのポスターの梱包・発送	2.18	5	45.42%
4	株式会社クオラス	「乳幼児揺さぶられ症候群予防啓発DVD」等作成業務	1.00	随意契約	—
4	株式会社クオラス	「児童虐待防止推進月間」周知のためのポスター等のデザイン製作業務	1.00	随意契約	—
5	株式会社イマージュ	子ども虐待による死亡事例等の検証調査に関する分析等	0.98	随意契約	—
5	株式会社イマージュ	居住実態が把握できない児童に関する調査業務	0.51	随意契約	—
6	協新流通デベロッパー株式会社	乳幼児揺さぶられ症候群予防啓発DVD等梱包発送業務	0.43	随意契約	—
6	協新流通デベロッパー株式会社	「平成25年度児童虐待防止推進月間広報啓発素材集CD」梱包発送業務	0.19	随意契約	—
6	協新流通デベロッパー株式会社	子ども虐待による死亡事例等の検証結果等報告書の梱包・発送	0.18	随意契約	—
6	協新流通デベロッパー株式会社	「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」当日プログラム 梱包発送	0.09	随意契約	—
6	協新流通デベロッパー株式会社	「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」報告書 梱包発送	0.06	随意契約	—
7	株式会社山手情報処理センター	子ども虐待による死亡事例等の検証調査に係る調査結果のデータベース作成	0.87	随意契約	—
8	有限会社新建工房	「子どもの虐待防止推進全国フォーラムinおおい」会場掲示物・看板の製作・設置	0.86	随意契約	—
9	ビーコンプラザ	「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」会場借上等	0.77	随意契約	—
9	ビーコンプラザ	「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」会場借上等	0.002	随意契約	—
9	ビーコンプラザ	「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」会場電気使用料	0.002	随意契約	—
10	株式会社オーイーシー	「児童虐待防止推進月間」に関する標語のデータ入力及び仕分け等業務	0.65	随意契約	—

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	特定非営利活動法人 アシスト・パル・オオイタ	「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」会場における託児	0.22	随意契約	—
2	社会福祉法人大分県聴覚障害者協会 理事長 西村 務	「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」手話通訳	0.10	随意契約	—
3	社会福祉法人 友愛十字会 友愛書房	図書の購入	0.08	随意契約	—
4	特定非営利活動法人 あごら 理事長 和田 勝	第17回児童虐待防止対策協議会の議事録作成等	0.05	随意契約	—
5	社会福祉法人子どもの虐待防止センター	図書の購入	0.001	随意契約	—

C.事務費

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	個人A	児童虐待防止推進全国フォーラム当日職員旅費	0.28	—	—
2	個人B	児童虐待防止推進全国フォーラム当日職員旅費	0.15	—	—
3	個人C	児童虐待防止推進全国フォーラム事前打合せ職員旅費	0.07	—	—
4	個人D	「こども虐待対応の手引き」改正に関する検討会委員等旅費	0.07	—	—
5	個人E	「こども虐待対応の手引き」編集に係る執筆謝金	0.06	—	—
6	個人F	「こども虐待対応の手引き」編集に係る執筆謝金	0.06	—	—
7	個人G	「こども虐待対応の手引き」編集に係る執筆謝金	0.05	—	—
8	個人H	児童虐待防止推進全国フォーラム事前打合せ職員旅費	0.05	—	—
9	個人I	児童虐待防止推進全国フォーラム事前打合せ職員旅費	0.05	—	—
10	個人J	「こども虐待対応の手引き」編集に係る執筆謝金	0.04	—	—

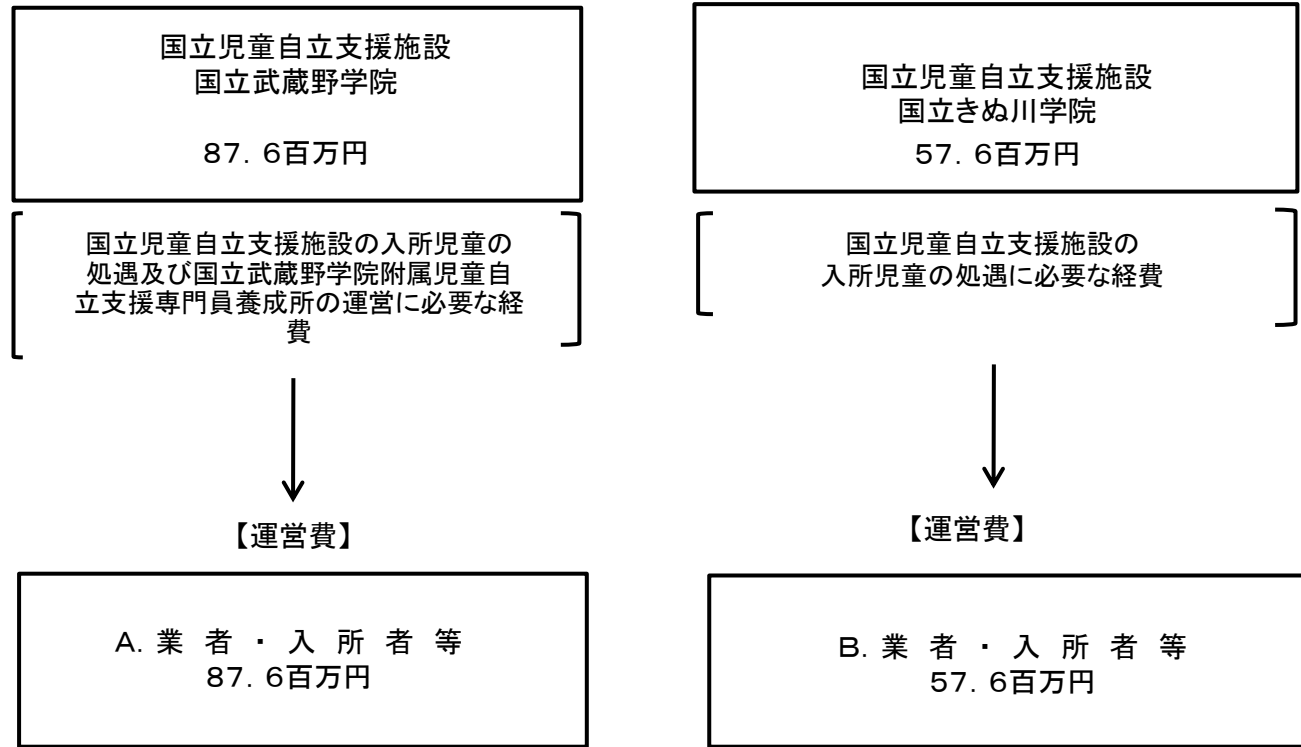
平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	国立児童自立支援施設の運営に必要な経費		担当部局庁	雇用均等・児童家庭局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度 : 大正8年度 終了(予定)年度 : 終了予定なし		担当課室	家庭福祉課		大隈 俊弥		
会計区分	一般会計		政策・施策名	VI-4-1 児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制の充実を図ること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	厚生労働省組織令第135条		関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	特に専門的な指導を要する児童の自立を支援するための国立児童自立支援施設(国立武蔵野学院、国立きぬ川学院)及び児童自立支援専門員を養成するための国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所を運営する経費である。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	児童福祉法等に基づき、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、将来社会の健全な一員となり得るよう自立を支援する国立児童自立支援施設及び全国の児童自立支援施設等で入所児童の支援に当たる職員を養成する児童自立支援専門員養成所を運営する。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	予算の状況	当初予算	167	170	156	153	153	
		補正予算	-	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
	計	167	170	156	153	153		
	執行額	141	151	145	-	-		
執行率(%)	84.4%	90.6%	92.9%	-	-			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (年度)
	両学院における入所児童数		成果実績	人	51	58	49	-
	※国立児童自立支援施設の運営に要する経費であり、将来社会の健全な一員となり得るよう、児童の自立を支援することが目的であるため、目標値を示す事は困難である。		目標値	-	-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	両学院における入所児童数(年平均)		活動実績	人	51	58	49	-
			当初見込み	人	(140)	(140)	(140)	(140)
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	単位当たりコスト = X / Y X:「執行額」 Y:「平均入所児童数」		単位当たりコスト	円	2,780,119	2,611,140	2,961,364	1,090,357
			計算式	X / Y	141,786,069/51	151,446,102/58	145,106,825/49	152,650,000/140
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	諸謝金	12	12	執行実績を勘案して増 執行実績を勘案して減				
	委員等旅費	3	3					
	入所児童見学等旅費	2	2					
	児童保護指導等旅費	3	3					
	児童自立支援庁費	92	94					
	入所児童食糧費	41	39					
計	153	153						

事業所管部局による点検・改善						
項目		評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	①全国の児童相談所から入所措置の決定を受けた、特に専門的な指導を要する児童の自立を支援するための経費、②全国の児童自立支援施設等で働く職員(児童自立支援専門員)を養成するための経費、③全国の児童自立支援施設や児童相談所職員等に対する研修を行うための経費等であり、国立児童自立支援施設は全国の児童自立支援施設における児童の自立支援の向上に寄与することを目的としていることから、国が主体となって国費で行うべき事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	厚生労働省組織令に基づき設置されている国立児童自立支援施設の施設運営に係る費用であり、国が実施すべきものである。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	①全国の児童相談所から入所措置の決定を受けた、特に専門的な指導を要する児童の自立を支援するための経費、②全国の児童自立支援施設等で働く職員(児童自立支援専門員)を養成するための経費、③全国の児童自立支援施設や児童相談所職員等に対する研修を行うための経費等であり、優先度の高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	随意契約を行っているが、予算決算及び会計令第99条の規定により少額の随意契約が認められているため問題ない。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-	-		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	国立児童自立支援施設は、全国の児童自立支援施設における児童の自立支援の向上に寄与することを目的しており国として妥当な水準である。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	施設の運営に必要な経費に限定しており、支出の都度、支出内容等の確認を行っている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	児童相談所の措置等に基づき入所する児童数であり、見込みの範囲内となっている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	日々の入所児童の支援等のために、十分に活用されている。		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	-	-	-			
点検・改善結果	点検結果	本事業は、全国の児童自立支援施設における児童の自立支援の向上に寄与することを目的としている重要な事業であり、児童自立支援施設の運営に必要な経費は、特に専門的な指導を要する児童の自立を支援するための国立児童自立支援施設(国立武蔵野学院、国立きぬ川学院)及び児童自立支援専門員を養成するための国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所を運営する経費である。国立児童自立支援施設では、全国の特に専門的支援を必要とする児童を受け入れているところであり、平成23年度51人、平成24年度58人、平成25年度49人と入所児童数の実績があり当該施設の運営は国の責務として必要であり平成27年度以降も実施する必要がある。				
	改善の方向性	引き続き、入所児童等の実態から当該施設の必要性を把握し適切な運営を図る。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	点検結果も妥当であり、児童福祉法等に基づき、特に専門的な指導を要する児童の自立を支援する国立児童自立支援施設等の運営に必要な経費であり、引き続き必要な予算額を確保しつつ、適正な執行に努めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	-					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	0575	平成24年	0512	平成25年	0674

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取
り先が何を行っ
ているかについ
て補足する)
(単位:百万
円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックごと
 に最大の金額が支
 出されている者につ
 いて記載する。
 費目と使途の双方
 で実情が分かるよ
 うに記載)

A.東京電力(株)			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
電気供給費	寮舎等に係る電気供給費	10.9			
計		11	計		0
B.(有)松坂屋本店			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
院生食糧費	入所院生に係る食糧費	6.6			
計		7	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京電力(株)	電気供給費	10.9	随意契約	-
2	さいたま市水道部	水道代	5.6	随意契約	-
3	日本食研(株)	院生食糧費	3.2	随意契約	-
4	日本調理機(株)	調理用品購入費	2.8	随意契約	-
5	(株)東上ガス	プロパンガス代等	2.4	随意契約	-
6	(株)海幸水産	院生食糧費	2.4	随意契約	-
7	(株)イトーヨーカ堂	院生食糧費	2.2	随意契約	-
8	(株)ヤマダ電機	家電用品購入費	2.2	随意契約	-
9	(有)山口屋金物店	日用品購入費	2.1	随意契約	-
10	(株)埼玉スポーツ	スポーツ用品購入費	2.0	随意契約	-

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(有)松坂屋本店	院生食糧費	6.6	随意契約	-
2	(株)東京電力	電気供給費	5.7	随意契約	-
3	(株)東邦薬品	医薬品購入費	4.6	随意契約	-
4	ショップス フクダヤ	院生食糧費	3.6	随意契約	-
5	(株)中西製作所	食器消毒保管機等購入費	3.4	3	91.4%
6	(株)プライズ小川	灯油代	2.2	随意契約	-
7	さくら市上下水道事務所	水道代	2.2	随意契約	-
8	(株)セイユー	院生食糧費	1.7	随意契約	-
9	(有)大島くじや	日用品購入費	1.4	随意契約	-
10	(有)滝口スポーツ	スポーツ用品購入費	1.3	随意契約	-